



益城町都市計画マスターplan 《概要版》

令和2年3月
益城町 都市建設課 都市計画係
〒861-2295 上益城郡益城町宮園 702
TEL: 096-286-3340 FAX: 096-286-4523



益城町 都市計画 マスターplan

《概要版》



益城町

1 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランとは、都市計画法に基づいて定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を示す計画です。

都市計画法に基づいて定める
「市町村の都市計画に関する基
本的な方針」

都市計画区域内を基本として、都市として発展していくための課題に対応し、益城町のあるべき姿と、その実現に向けた益城町のまちづくりの方針を定めるものです。

おおむね 20 年後を見通して
策定

長期的な視点から将来のまちの姿を見通した方針とするため、目標年次をおおむね 20 年後の令和 22 年（2040 年）に設定します。

都市計画の目標や、新しい時
代の町民生活を実現していく
ための方針を示す

現況分析に基づいた課題を抽出し、今後のまちの目指すべき将来像を構築し、都市計画の目標や新しい時代に対応した町民生活を実現していくためのまちづくりの方針を示します。

2 益城町都市計画マスタープランの構成

都市づくりの理念と目標

本町の課題に対応し、まちの目指すべき将来像として、都市づくりの理念と目標を設定します。

将来都市構造

将来の都市の姿を骨格構造として、「拠点」「軸」「土地利用」の 3 つの要素で示します。

- 拠点形成の考え方 ○連携軸の考え方 ○土地利用の考え方 ○将来都市構造

全体構想：部門別方針

将来の都市構造を実現していくために、部門別に今後の整備の考え方を方針として示します。

- 部門別方針
(土地利用、市街地整備、道路・交通体系、公園・緑地、その他都市施設、景観形成、都市防災、都市環境形成)

地区別構想

地区毎の特性に応じたまちづくりの方向性として、地区別の目標や方針を示します。

- 地区区分の考え方
○地区別構想
(木山地区、広安地区、飯野地区、福田地区、津森地区、中心市街地地区)

実現化方策

「全体構想」と「地区別構想」を実現するための取組方針や協働まちづくりの仕組みづくり、進行管理について示します。

- 都市づくりの取組方針 ○協働まちづくりの仕組みづくり ○進行管理と継続的な見直し

3 益城町の概要

現在の益城町は、昭和 29 (1954) 年 4 月に、木山町、広安村、飯野村、福田村、津森村の 5 町村が合併して誕生したものです。

位置的には熊本県の中央北寄りに位置し、西は熊本市、南西は嘉島町、南は御船町、東は阿蘇郡西原村、北は菊池郡菊陽町に接しています。

熊本市に隣接する立地特性や、阿蘇くまもと空港、九州自動車道益城熊本空港インターチェンジを有する交通特性などの優位性のもと、人口流入が進んでいましたが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の影響により、人口は減少傾向へ転じています。



4 都市づくりの理念と目標

益城町の今後のまちづくりには、町民の不安を解消し、ずっと住み続けられる安全な町を目指すとともに、中心市街地の活性化や産業振興によって、都市としての魅力向上を図る必要があります。

第 6 次益城町総合計画では、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」をまちの将来像に設定しており、都市計画マスタープランもその考えを継承し、以下を都市づくりの理念として設定します。

都市づくりの理念

阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある住環境と
活力と魅力にあふれる都市形成による

ずっと住み続けられる安全なまち

都市づくりの目標

(1) 拠点の適正配置による生活利便の確保

町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。

(2) 安全に生活できる市街地の形成

自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、災害に強い市街地形成を図ります。

(3) 中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進

本町の中心市街地においては、若い世代の働き場所の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、新産業拠点などにおいて、産業の集積や新たな企業の誘致、立地などにより、雇用の場の確保を図るため、産業振興の促進を図ります。

(4) 幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実

未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。

(5) 豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成

広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活に潤いのある居住環境の形成を図ります。

(6) 広域都市間連携による潜在需要の活性化

阿蘇くまもと空港や益城熊本空港インターチェンジなど広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。

5 将来都市構造

将来都市構造は、将来の都市の姿を骨格構造として表現するもので、点「拠点」、線「軸」、面「土地利用」の3つの要素を概念的に捉え、効率かつ適切な都市づくりの方向を導くことを可能とするものです。

拠点形成

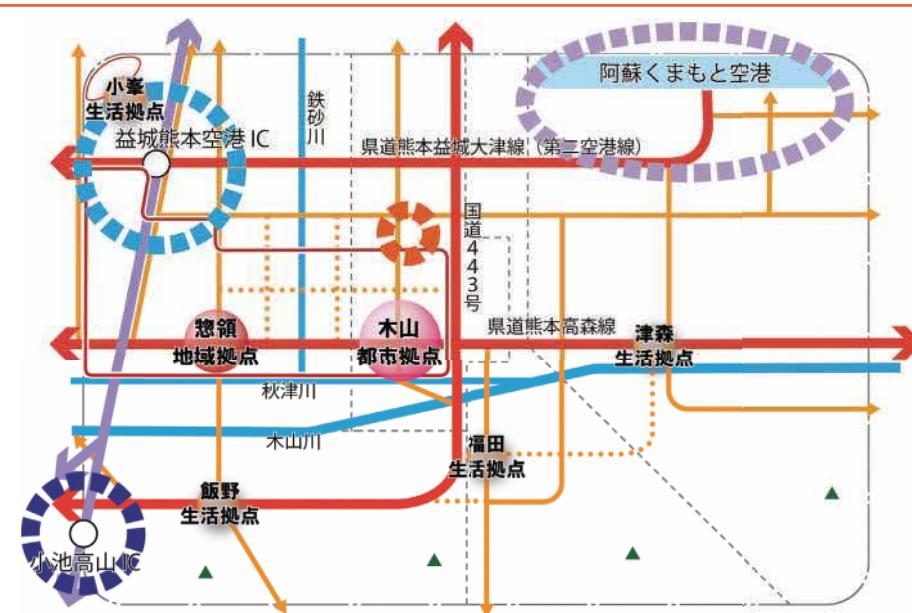
《拠点の捉え方》

拠点は、町民の日常生活と密接な関わりを持ち、経済や産業活動を支える重要な場所として、積極的に拠点形成を行う場所を配置する役割を担います。

《拠点の設定》

拠点では、町民の生活利便の確保を図る「町民生活拠点」と町として政策的に施設展開を図る「政策拠点」を設定します。

■町民生活拠点	■政策拠点
● 都市拠点	● 産官学広域連携拠点
● 地域拠点	● 新産業拠点
● 生活拠点	● 広域産業拠点
● 複合防災拠点	● 複合防災拠点



連携軸

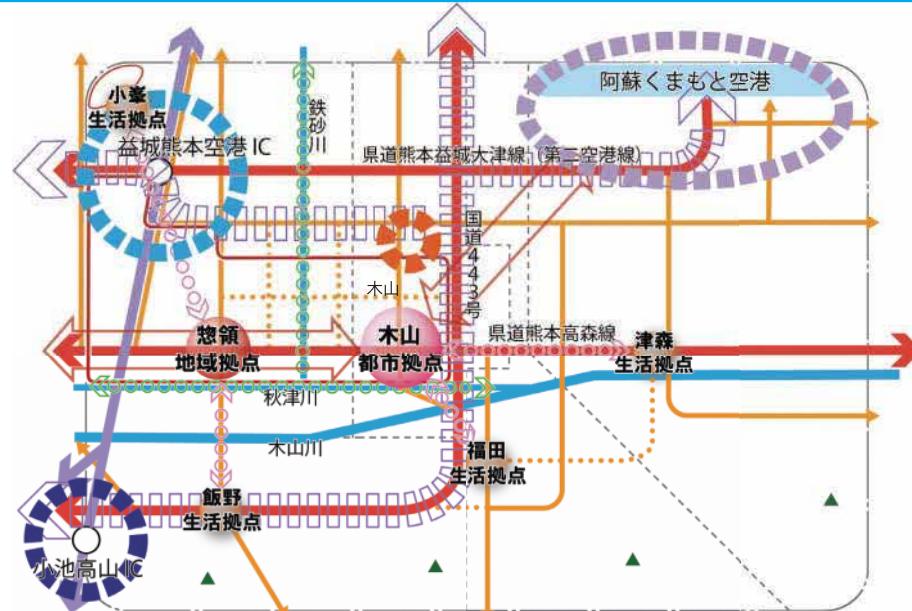
《軸の捉え方》

軸は、町内に点在する拠点を連結し、町内外における拠点間連携的重要性や役割を判断することで、都市活動の経済効果を最大限高める役割を担います。

《連携軸の設定》

連携軸では、町民生活を支えるための「都市間連携軸」と「生活連携軸」、産業立地の誘導を図る「産業形成軸」、町民生活に潤いを与える施設整備を図る「自然共生軸」を設定します。

凡例	↔ 都市間連携軸	↔ 産業形成軸
	↔ 生活連携軸	↔ 自然共生軸



土地利用

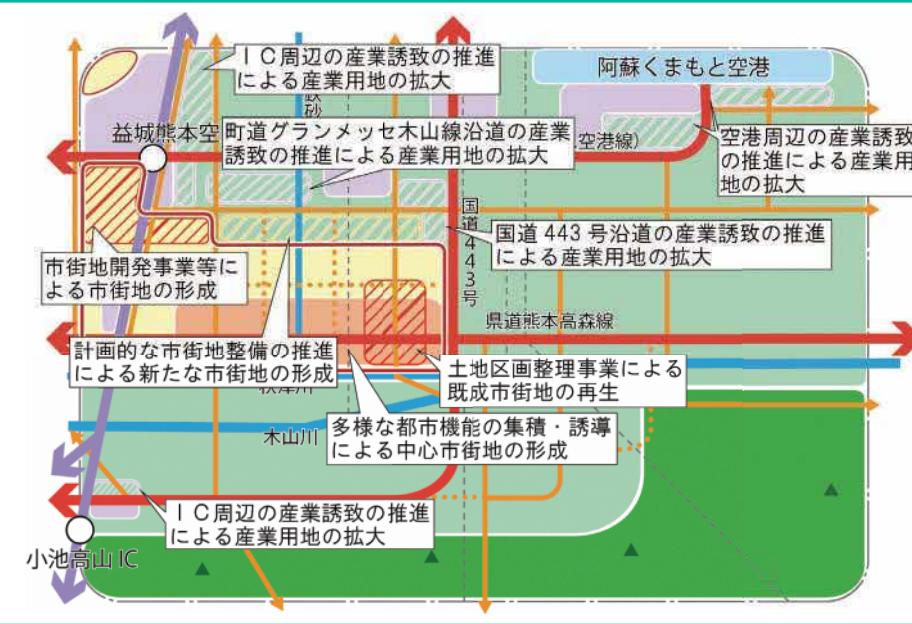
《土地利用の捉え方》

土地利用は、拠点や軸の配置を元に、拠点周辺や軸上の面的な広がりを構成することによって、効率的な都市構造を形成する役割を担います。

《将来土地利用の設定》

将来土地利用では、計画的な市街地整備を図る「市街地」、多様な都市機能の誘導を図る「中心市街地」、産業誘致の推進を図る「産業用地」、農地・緑地の保全を図る「田園集落地」を設定します。

凡例	● 市街地	● 山間地
	● 産業用地	● 中心市街地
	● 田園集落地	



将来都市構造

本町の将来都市構造は、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」及び「政策拠点」を「都市間連携軸」、「生活連携軸」で有機的に結び、各拠点地区が都市づくりの基本理念や基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう設定しています。

また、産業面においても、商業や工業の販売額・出荷額が増加傾向にあり、現況において商業地及び工業地が不足している状況にあることから、持続的な発展を支えるためには、将来都市構造を実現するための拠点形成や連携軸の有機的連携、土地利用誘導が重要となります。

こうした状況において、震災復興事業による既成市街地の再生や計画的市街地整備、産業振興を推進する受け皿として、新住宅エリア内の都市的土地区画整理事業を図ります。

拠点形成

○町民生活拠点

○政策拠点

○産官学広域連携拠点

町の中心となる市街地で、人口規模に応じた高次都市機能の導入を図る拠点

○新産業拠点

地域住民の生活利便施設と都市拠点を補完する施設の集積を図る拠点

○地域拠点

市街地やまとまりのある集落などの活力維持を図る拠点

○生活拠点

市街地やまとまりのある集落などの活力維持を図る拠点

○複合防災拠点

広域防災拠点と連携を図る防災機能と町民サービス機能を補完する拠点

連携軸

○都市間連携軸

熊本市中心部と益城町中心部及び木山都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ広域的な連携軸

○生活連携軸

町内における拠点間連携が必要な軸

○産業形成軸

本町で産業立地を誘導すべき軸

○自然共生軸

市街地内で町民が身近に自然に触れ合え、生活に潤いを与える施設整備を行う軸

土地利用

○市街地

○産業用地

○田園集落地

○山間地

○中心市街地

その他

○主要幹線道路

○幹線道路

○補助幹線道路

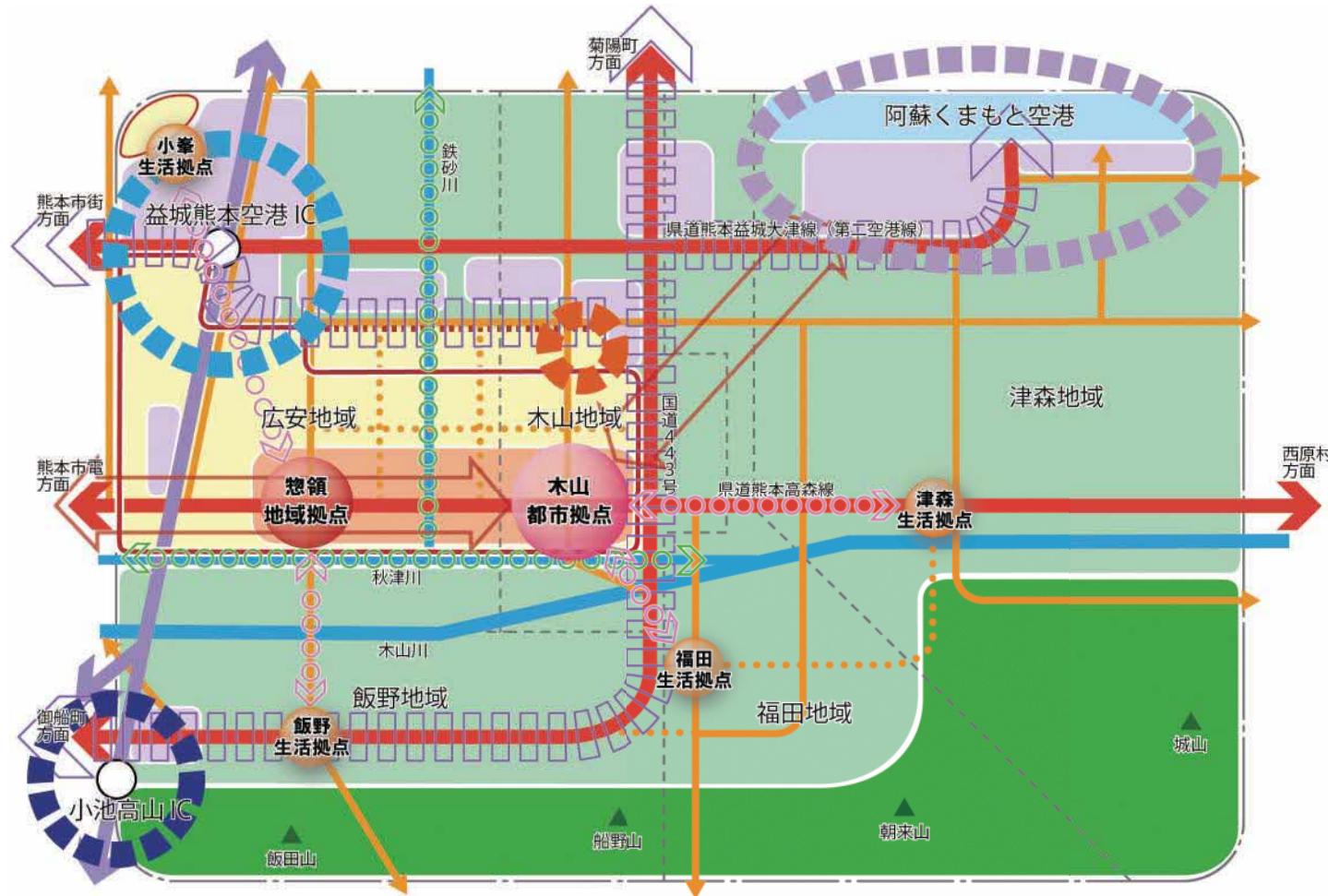
○高速道路

○河川

○行政区

○地域区分界

○市街化区域

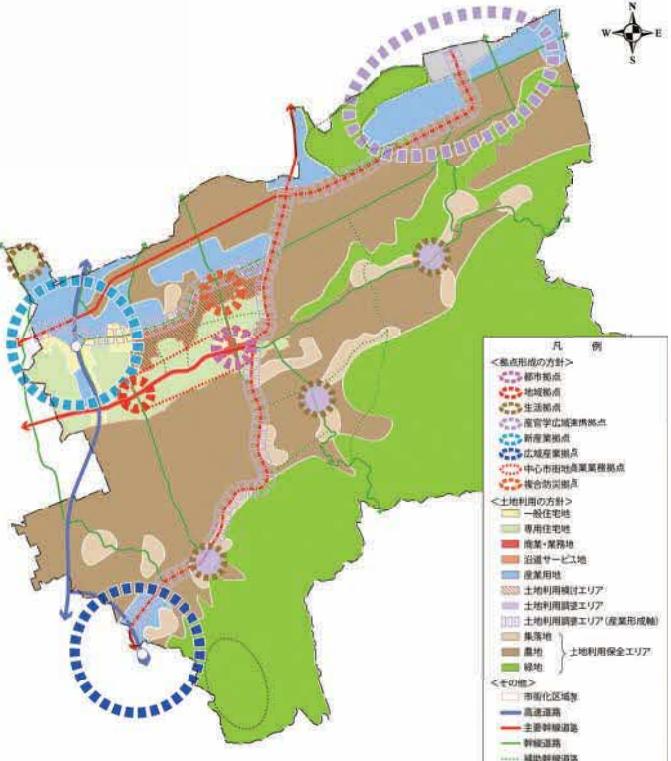


6 全体構想：部門別方針

土地利用の方針

○基本的な考え方

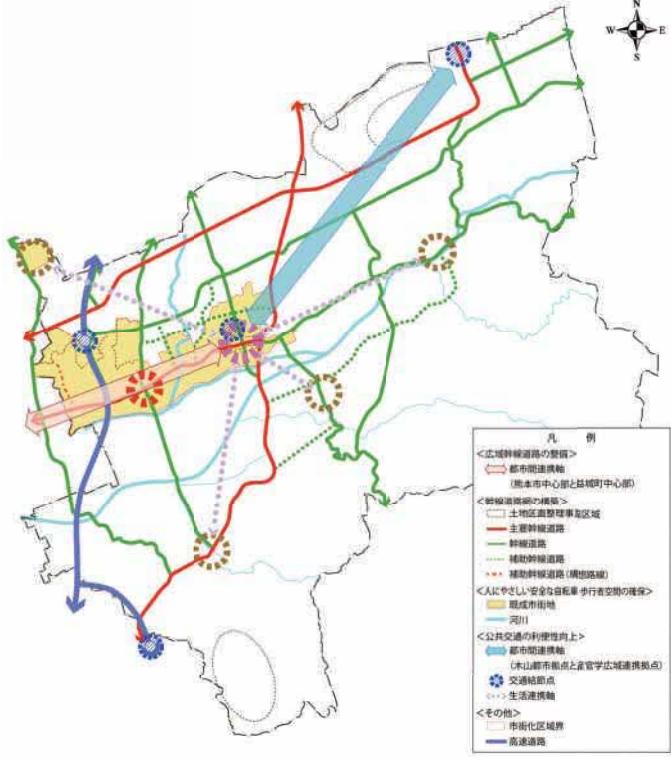
- ・居住系土地利用は、住宅や店舗・事務所などの混在を許容する一般住宅地と、住宅に特化した専用住宅地に分類します。一般住宅地は、良好な居住環境の維持・形成に努めつつ、交通利便性が高く、都市機能が集積する拠点周辺の居住を誘導することで人口密度の維持を図ります。専用住宅地は、ゆとりある居住環境の維持・形成を図り、居住地の魅力を高めます。
- ・商業・業務系土地利用は、町民生活拠点に商業・業務地を店舗や事業所の立地が想定される幹線道路沿道に沿道サービス地を設定し、商業・業務機能や日常生活に必要とされる生活サービス機能を集積・強化します。
- ・産業系土地利用は、新産業拠点や広域産業拠点、産官学広域連携拠点を配置し、産業用地の確保による新たな企業の立地を促進します。また、インターチェンジや阿蘇くまもと空港を結ぶ広域幹線道路に位置づけられた産業形成軸は、企業の立地を許容する場所として、市街化調整区域を含めた土地活用を行います。
- ・自然的土地区画は、自然環境や優良農地の保全に努める区域とします。市街化調整区域は、原則として市街化の抑制を図ることを基本としつつも、自然的土地区画を「土地利用検討エリア」「土地利用調整エリア」「土地利用保全エリア」の3つに分類し、市街化区域で許容できない場合に限り、市街化の検討が可能な区域を設定します。



道路・交通体系の方針

○基本的な考え方

- ・狭い道路が多く残る既成市街地内については、狭い箇所の解消などによる道路改良を進め、交通の移動円滑化と安全に歩ける道路整備に努めます。
- ・将来に向けて車から公共交通への転換の推進、また、賑わいのある都市空間の形成のため、中心市街地内の自転車及び歩行者空間の創出を図ります。
- ・広域交通の結節点となるインターチェンジや阿蘇くまもと空港においては、円滑な交通の流れの確保や公共交通との乗り換えの円滑化に取り組みます。
- ・公共交通においては、木山地区に計画されている交通広場を中心とし、速達性や輸送効率に優れた交通システムの導入を図るなど、熊本都市圏との連携、各拠点間の連絡強化を図り、町内外の公共交通ネットワーク・サービスの利便性向上に努めます。



市街地整備の方針

○基本的な考え方

- ・既成市街地においては、良好な居住環境を創出するため、道路や公園、供給処理施設などの生活インフラの整備・改善を進め、防災性に優れた安全で快適な市街地形成を進めます。特に、狭い道路の残る既成市街地では、建物の更新が進まず、建物の老朽化や空き家の増加が進み、火災発生による延焼で大災害に発展する可能性もあることから、都市基盤の改善による居住、防災環境の向上を進めます。
- ・都市拠点や地域拠点を担う中心市街地においては、町の玄関口にふさわしい賑わい空間の創出とともに、土地の高度利用や有効活用を図ることで、様々な都市機能の導入を進めます。
- ・空き地・空き家の実態を把握し維持管理に関する対策や利活用、除却などの行政支援について検討を進めます。

公園・緑地の方針

○基本的な考え方

- ・既成市街地内の公園・緑地については、適正な配置のあり方を検討するとともに、町民利用者ニーズを踏まえた公園・緑地機能の確保を進めます。また、一部の公園整備は、一時（いっとき）避難場所としての防災設備を導入するなど、公園の多様な機能を活用できる場所として整備を進めます。
- ・公園・緑地に関しては、緑地に関する総合的な計画となる緑の基本計画を策定するなど、適切な公園・緑地の整備のあり方の詳細について検討を進めます。
- ・自然要素は、身近に自然と触れあえる場となるよう自然環境の保全と活用を進め、町民生活に潤いとやすらぎを提供する場所として活用を進めます。
- ・市街地内の河川については、身近に自然と触れあえる自然要素として、親水空間の確保と遊歩道などによる緑のネットワークづくりを進めます。
- ・市街地内においては、幹線道路の街路樹や花壇などの整備とともに、町民や企業に対する緑化意識の啓発も同時に進め、町内の緑化の推進を進めます。

その他都市施設の方針

○基本的な考え方

- ・町民の健康で快適な生活を実現するため、町民生活に密接に関わりのある生活インフラの安定したサービスの提供を進めます。

景観形成の方針

○基本的な考え方

- ・景観資源に関しては、資源を守り、創り、育てるため、町の景観計画などの策定への取組を進め、町民・企業・行政などが各々の役割を担いながら、景観形成に向けた様々な施策を進めます。

都市防災の方針

○基本的な考え方

- ・「熊本県国土強靭化地域計画」や「益城町地域防災計画」に即し、災害が発生することを前提に、災害による被害を減らし、二次被害を拡大させない都市空間づくり、更には、災害後の復旧・復興を迅速かつ円滑に実施できるよう、道路をはじめとする都市基盤の整備を進めます。

都市環境形成の方針

○基本的な考え方

- ・市街地の快適な居住環境を守るため、工場や事業所などからの煤煙による大気汚染や工場排水による水質汚濁などの発生防止に努めます。
- ・市街地内では、すべての方が歩いて暮らせる歩行空間の確保や公共公益施設のバリアフリー化を図るなど、ユニバーサルデザインによる空間づくりを進めます。
- ・地球温暖化の原因となるCO₂などの温室効果ガス削減に向けた取組として、公共用地に限らず民地での緑化の推進や公園や街路樹の整備、コンパクトシティへの取組などを進めます。

7 地区別構想

木山地区

<地区づくりの目標>
人が交流し絆を育む
歩いて暮らせる
賑わいのある安全安心な街

○地区づくり方針参考図凡例

- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産官学広域連携拠点
- 新産業拠点
- 広域産業拠点
- 複合防災拠点
- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 商業・業務地
- 沿道サービス地
- 産業用地
- 土地利用検討エリア
- 集落地
- 産業用候補地
- 農地
- 緑地
- 産業形成軸
- 中心市街地
- 交通結節点
- 山裾に広がる田園集落地景観
- 沿道の田園景観
- 緑のネットワーク
- 調整エリア
- 土地利用保全エリア

○地区づくり方針参考図

広安地区

<地区づくりの目標>
地域コミュニティが盛んで
楽しく明るく暮らせる
居住性に優れた住み心地の良い街

○地区づくり方針参考図凡例

- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産官学広域連携拠点
- 新産業拠点
- 広域産業拠点
- 複合防災拠点
- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 商業・業務地
- 沿道サービス地
- 産業用地
- 土地利用検討エリア
- 集落地
- 産業用候補地
- 農地
- 緑地
- 産業形成軸
- 中心市街地
- 交通結節点
- 山裾に広がる田園集落地景観
- 沿道の田園景観
- 緑のネットワーク
- 調整エリア
- 土地利用保全エリア

○地区づくり方針参考図

中心市街地地区

町の玄関口にふさわしい賑わいのある中心市街地

○地区づくり方針参考図凡例

- 木山都市拠点
- 惣領地域拠点
- 木山交差点周辺エリア
- 新庁舎周辺エリア
- 文化・レクリエーションエリア
- 県道熊本高森線エリア
- 益城被災市街地
- 復興土地区画整理事業区域

○地区づくり方針参考図

凡例

- 都市計画公園
- 都市公園(都市計画公園を除く)
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 市街化区域界
- 都市計画道路
- 高速道路
- 主要幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路

飯野地区

<地区づくりの目標>
水と緑が調和した
自然に恵まれた
住み心地の良い田園集落地

○地区づくり方針参考図凡例

- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産官学広域連携拠点
- 新産業拠点
- 広域産業拠点
- 複合防災拠点
- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 商業・業務地
- 沿道サービス地
- 産業用地
- 土地利用検討エリア
- 集落地
- 産業用候補地
- 農地
- 緑地
- 産業形成軸
- 中心市街地
- 交通結節点
- 山裾に広がる田園集落地景観
- 沿道の田園景観
- 緑のネットワーク
- 調整エリア
- 土地利用保全エリア

○地区づくり方針参考図

福田地区

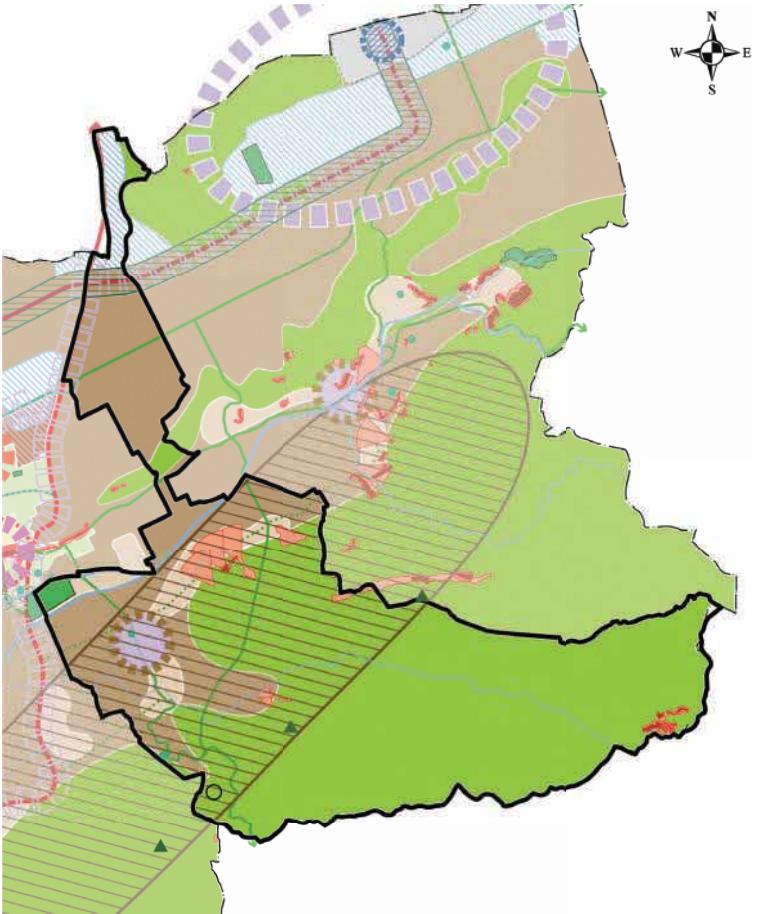
<地区づくりの目標>

自然と身近に触れあえ
たくさんの人人が交流する
清流と農業の郷

○地区づくり方針参考図凡例

- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産官学広域連携拠点
- 新産業拠点
- 広域産業拠点
- 複合防災拠点
- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 商業・業務地
- 沿道サービス地
- 産業用地
- 土地利用検討エリア
- 集落地
- 産業用候補地
- 集落地
- 農地
- 緑地
- 産業形成軸
- 中心市街地
- 交通結節点
- 山裾に広がる田園集落地景観
- 沿道の田園景観
- 緑のネットワーク

○地区づくり方針参考図



凡例

■ 都市計画公園
● 都市公園(都市計画公園を除く)

■ 土砂災害特別警戒区域
■ 土砂災害警戒区域
● 市街化区域界
■ 高速道路
● 主要幹線道路
● 幹線道路
● 補助幹線道路

津森地区

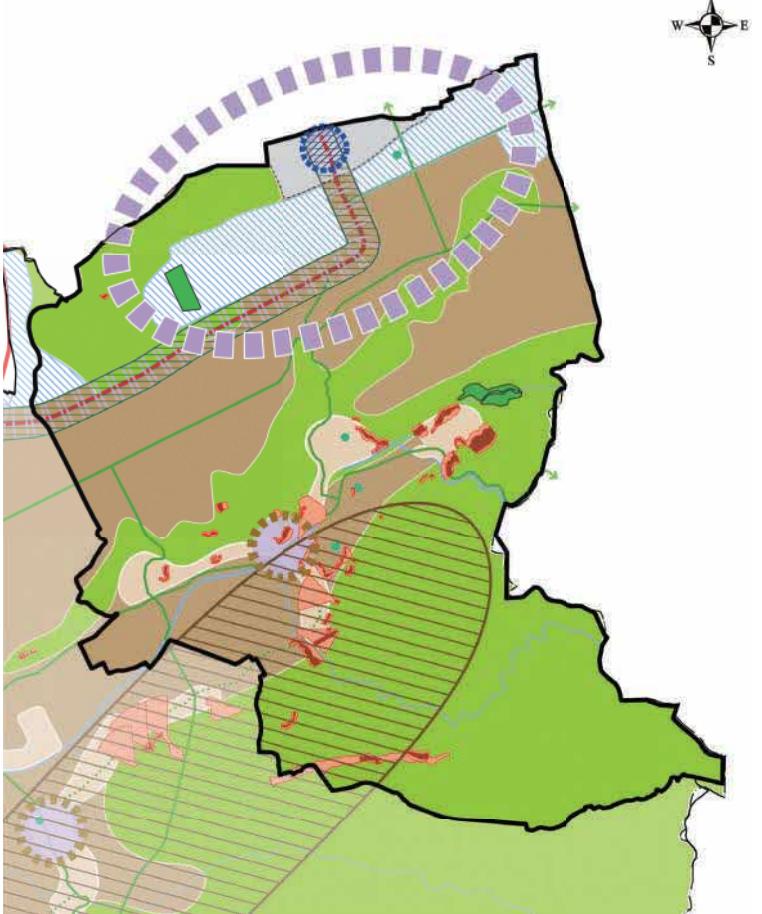
<地区づくりの目標>

教育や自然、歴史をつなぐ
伝統とゆとりの里

○地区づくり方針参考図凡例

- 都市拠点
- 地域拠点
- 生活拠点
- 産官学広域連携拠点
- 新産業拠点
- 広域産業拠点
- 複合防災拠点
- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 商業・業務地
- 沿道サービス地
- 産業用地
- 土地利用検討エリア
- 集落地
- 産業用候補地
- 集落地
- 農地
- 緑地
- 産業形成軸
- 中心市街地
- 交通結節点
- 山裾に広がる田園集落地景観
- 沿道の田園景観
- 緑のネットワーク

○地区づくり方針参考図



8 実現化方策

都市づくりの取組方針

都市計画マスターplanに掲げた方針を実現していくにあたって、「都市計画法に基づく規制・誘導施策による推進」や「関連法令などとの連携による推進」、「都市づくりの実現に向けた財源の確保」の検討を行いながら、都市づくりの実現を目指します。

協働まちづくりの仕組みづくり

都市づくりの実現化を図るため、町民、企業、教育研究機関、行政の役割を明らかにしたうえで、各主体の協働によるまちづくりに取り組みます。

町民の役割

- ・町民は、本町のまちづくりの主役であり、また、将来の担い手でもあります。そのため、地域の子どもや中高生などの若者世代が積極的に地域活動に参画できるよう工夫を施しながら、次世代のまちづくりの主役の育成を図ることが望されます。

企業の役割

- ・事業活動などを通じて地域の産業や経済の活性化に貢献することが望れます。
- ・町づくりに対する理解を深め、町や町民との協力関係を築きながら、協働によるまちづくりの一員として積極的なまちづくりへの参加・協力が望れます。

教育研究機関の役割

- ・まちづくりに関する調査・研究を通じて、地域の情報を発信するとともに、まちづくりに対する助言や指導、協力などによる、地域貢献に努めることが望られます。
- ・地域の課題解決や地域の活性化に向けた、地域との積極的な交流を図ることが望れます。

県の役割

- ・都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的な見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などの見直しを行います。
- ・町及び住民が主体となった都市づくりを支援するため、広域的な観点から調整を図ります。

町の役割

- ・広域的な計画を踏まえ、都市計画の決定や変更、地域地区の指定・見直し、都市施設などの整備の実施とともに、町の都市計画に関わる基本的な方針や条例の制定などに取り組みます。
- ・町民や企業などに対して、積極的な情報提供を行うとともに、住民の参画しやすいまちづくりの仕組みづくりや地域の自主的なまちづくり活動への支援を行います。

○協働まちづくりの仕組みづくり

○協働まちづくりの推進体制の構築・強化

- ①町民・企業・教育研究機関・行政などの協力による推進体制の強化
- ②国・県・周辺市町村などの連携強化
- ③府内における連携強化

○協働まちづくりに向けた取組

- ①積極的な情報発信や情報共有の機会の提供
- ②まちづくりの担い手の育成
- ③都市計画提案制度の活用

進行管理

○関係法令などの改正、社会経済情勢、住民意向、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを行います。

○施策の実施状況を定期的に評価・分析し、施策の見直しを行いながら、PDCAサイクルに基づく計画的な進行管理を進め、計画を継続的に改善・育成していきます。

